

日本私立大学団体連合会
平成 29 年度事業計画

平成 29 年 3 月 28 日

平成 29 年度の事業は、高等教育及び私立大学を取り巻く諸情勢を踏まえ、日本私立大学団体連合会（以下「本会」という。）の目的を達成するため、以下の通り計画する。平成 29 年度は、特に「私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業」に重点を置いて効果的・積極的に活動を展開するとともに、対外的な情報発信機能を強化する。

1. 私立大学に対する公財政支出のあり方及び要求の策定並びに実現活動に関する事業

【所掌：役員会、公財政改革委員会】

私立大学を基幹とする高等教育政策の再構築（パラダイムシフト）に向け、私立大学に対する公財政支援のあり方と拡充方策並びに税制の改善方策について検討・提言を行うなど、適切に対応する。

また、補助金要求及び税制改正要望活動において、私立大学としての主張を展開するとともに、広く社会や関係方面（国会議員、報道関係者等）への理解と支援を図り、効果的・積極的に活動を展開するなど組織的な対応を強化する。

（1）私立大学にかかわる補助金要求と実現活動

わが国の高等教育にかかる教育投資・財源とともに、学生の修学の機会均等に向けた国私間格差の是正など、国の政策として公正な公費支出のあり方について検討・提言をとりまとめ、その実現に努める。

特に、高等教育にかかる恒常的な教育財源確保の観点から、教育費無償化をはじめとする政府・与党や関係機関の審議を注視し、新たに「教育財源確保に関する小委員会（仮称）」を設けて検討・提言を行うなど、他の委員会と連携を図りつつ、適切に対応する。

また、平成 30 年度私立大学関係政府予算に関する基本的考え方及び要求内容をとりまとめ、私立学校振興助成法の目的達成に向け、私立大学の教育研究の基盤整備及び活性化に必要な不可欠な各種補助金の拡充等の実現に努める。

（2）私立大学にかかわる税制改正要望と実現活動

私立大学に対する寄附文化の醸成と教育費の負担軽減を図る観点から、平成 30 年度私立大学関係税制改正に関する基本的考え方及び要望内容をとりまとめ、学校法人にかかる税制上の改善の実現に努める。

特に、学校法人にかかる負担軽減の観点から、消費税問題をはじめ税制上の諸方策を検討し、その改善の実現に努めるとともに、学校法人に対する現行特例措置の維持・拡充に努める。

2. 国の高等教育政策にかかわる私立大学の要請等に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会】

私立大学にかかわる今後の高等教育政策に関する重要課題（高等教育機関の規模、地域配置、国公私立の役割分担のあり方等）について、必要に応じ適切に対応するとともに、大学改革問題に関する政府・与党や関係機関の動向を注視しつつ、法令（大学設置基準等）の改正に向けた検討・提言を行うなど、適切に対応する。

また、私立大学の存立・発展とともに、特に地方に所在する中小規模の私立大学に関する振興と地域活性化の観点から、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」への対応など、引き続き、地方活性化（地域共創）問題に関する小委員会等を中心に適切に対応する。

3. 私立大学の教育・研究の質的向上のための交流促進に関する事業

【所掌：各種委員会】

構成団体における加盟大学の教育の質的転換に資するため、教育・研究等の相互交流の促進を図る。また、構成団体間の交流促進の一環として、一般財団法人私学研修福祉会が主催する「私立大学の教育・研究充実に関する研究会（大学の部）」の企画・運営に参画する。

4. 私立大学における経営の充実・強化並びに管理運営の適正化の促進に関する事業

【所掌：大学経営委員会、私立大学経営倫理委員会】

私立大学の多様なガバナンスを担保するため、経営基盤の充実・強化策等について総合的に検討し、適切に対応する。

また、私立大学における経営倫理の確立に向け、引き続き「私立大学経営倫理綱領」及び「私立大学の経営に関する指針」等の啓蒙・周知徹底に努めるとともに、管理運営の適正化を積極的に促進し、発生した問題に適切に対応する。

特に、大学設置基準の改正、教育研究情報・財務経営情報の公表、大学ポートレート（私学版）の充実、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用、公的研究費の管理体制など、私立大学の財務・人事にかかる諸制度の変更を踏まえた私立大学経営の充実・強化に関する諸課題について適宜対応する。

5. 私立大学に共通する重要事項に関する事業

【所掌：高等教育改革委員会、就職問題委員会、国際交流委員会等】

上記事業のほか、高大接続システム改革、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、キャリア教育・就職支援、経済支援（授業料減免、給付型奨学金等）、グローバル化の推進、日本語教育の振興、教員養成、大学の認証評価、地域共創、社会連携、産学官連携、生涯学習、男女共同参画、学術研究の健全性向上、地球温暖化対策、大学スポーツの振興など、私立大学に共通する重要事項や今日的課題について、引き続き検討し、適切に対応する。

6. その他、本会事業の企画・立案・調整に関する事業

【所掌：役員会、私立大学災害対策特別委員会】

上記事業の推進に資するため、本会の機能強化を図るとともに、諸事業の点検、事業間の連携・調整等を行う。

また、平成29年度は、東日本大震災から6年、熊本地方地震から1年が経過する年度に当たり、被災した学生及び私立大学等の支援・対策活動に取り組むとともに、大学施設の耐震化促進に向け、その改善の実現に努める。

7. 事業の実施体制

以上の事業を遂行するため、役員会及び以下の委員会を設置するとともに、必要に応じて役員会が設置する委員会等において対応する。

また、構成団体間の意見調整に当たっては、事務局長・参与会、懇談会、連絡会等を適宜開催のうえ対応するとともに、全私学連合をはじめ関係機関との連携を図りつつ、効果的に対処する。

〔平成29年度設置委員会等〕

○高等教育改革委員会

・教員養成問題に関する小委員会

・地方活性化（地域共創）問題に関する小委員会

○公財政改革委員会

・教育財源確保に関する小委員会（仮称）【新規】

○就職問題委員会

○国際交流委員会

・日本語教育連絡協議会（同幹事会）

○大学経営委員会

・学術研究の健全性向上に関する小委員会

○私立大学経営倫理委員会

○私立大学災害対策特別委員会